

令和7年度 第6回選別会議記録

日時	令和8年2月6日（金） 10時30分から11時30分まで
出席者	資料課：板橋、内藤、関根、小泉、中島、清水、大野、津田研修員
議題	簿冊文書の選別案について（選挙管理委員会、文化スポーツ観光局）
<p>1 県選挙管理委員会</p> <p>(1) 検討内容</p> <p>担当者が選別案の説明を行ったところ、出席者からの主な質問及び意見等は次のとおりであった。</p> <ul style="list-style-type: none">・No.6の神奈川県議会議員及び神奈川県知事の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部改正等に関する文書について保存すべきか。 →当該文書の内容は、公職選挙法施行令の選挙運動公費負担額の引き上げに伴い、条例の当該金額を引き上げたものであり、県としての検討・意思決定等は含まれず、機械的かつ軽易な改正内容であるため、廃棄に変更することとした。・No.7の指定関係投票区の変更通知書は保存すべきか。 →当該文書の内容は、行政内部の軽微な区域変更について、相模原市から県へ通知したものに過ぎないため、廃棄に変更することとした。・No.11の「(廃棄とする)理由」について、「各種請求書受理業務に係る内部規定」との記載は、経理関係の請求書の受理業務との混同を防ぐため、「行政文書公開請求書等の受理業務に係る内部規定」と修正した方がよいのではないかと指摘の通り修正した。 <p>(2) 結果</p> <p>No.6とNo.7の文書を「保存」から「廃棄」に変更し、それ以外の文書については、担当者による選別案を資料課の選別案とする。</p> <p>2 文化スポーツ観光局</p> <p>(1) 検討内容</p> <p>担当者が選別案の説明を行ったところ、出席者からの主な質問及び意見等は次のとおりであった。</p> <ul style="list-style-type: none">・No.14～18、20の各種補助金に係る文書は例年交付の補助金関係であり、顕著な効果や話題性に富んだ補助金文書とは認められず、保存に至らないのでは。 →指摘のとおり、廃棄に変更することとした。・No.19の通訳案内業免許申請書は、定例の免許証交付申請に係る文書であり、また所管課には台帳も存在するであろうことから、保存する必要はない。 →指摘のとおり、廃棄に変更することとした。 <p>(2) 結果</p> <p>No.3～9の文書を「保存」から「廃棄」に変更し、それ以外の文書については、担当者による選別案を資料課の選別案とする。</p> <p style="text-align: right;">以上</p>	